

令和2年3月25日

生産県配置団体代表 殿
都道府県配置協議会・協会代表 殿

一般社団法人全国配置薬協会
会長 塩井 保彦
配置部会長 河上 宗勝
(押 印 省 略)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の
一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について**

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会運営に格別のご理解
とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改
正する法律」（令和元年法律第63号。以下「改正法」という。）が令和元年12月4日に
公布され、順次施行することとされたところですが、令和2年3月11日付けで厚生労働
省医薬・生活衛生局総務課長より、本会会長宛に別添写し①のとおり通知（薬生総発0311
第1号）がありましたので、お知らせします。

別添写し②の厚生労働省医薬・生活衛生局長通知（薬生発0311第1号）により、標記
改正法の施行期日を定める政令が公布された旨連絡があったものであり、令和元年12月
12日付けの本会会長並びに配置部会長連名通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及
び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の公布
について」（別添③）において、改正法の主な内容のなかで示された事項の施行期日は以
下のとおりとされています。添付④の改正法の概要により内容をご確認のうえ、貴会会
員にご周知いただき、法令遵守を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 改正法の施行期日

令和2年9月1日

2 信頼確保のための法令遵守体制等の整備に関する事項及び課徴金制度の創設に関す
る事項の施行期日

令和3年8月1日

以上